

議案第 20 号

世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 8 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区子どもの人権擁護委員の任期満了に伴い、次期委員を委嘱するため、世田谷区子ども条例第 15 条の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

## 1 委嘱対象者

氏名	職歴
<p>おおた ゆかり 太田 由加里 [新任]</p>	<p>日本大学文理学部社会福祉学科 教授 (専門は、児童福祉、スクールソーシャルワークなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設退所者等奨学金選定委員</li> <li>・世田谷区立緑丘中学校 学校関係者評価委員会 委員長 (令和3年4月～令和5年3月)</li> </ul> <p>※法政大学大学院人間社会研究科後期課程人間福祉専攻修了。博士(人間福祉)。</p>
<p>あべ よしえ 安部 芳絵 [新任]</p>	<p>工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授 (専門は、教育学、こどもの権利条約など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区子ども・青少年問題協議会平成25-26年度期委員</li> <li>・社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会委員 (厚生労働省)</li> <li>・こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会委員(内閣官房)</li> </ul> <p>※早稲田大学大学院文学研究科教育学専攻修了。</p>

## 2 任期

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 平尾潔委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 世田谷区子ども条例（一部抜粋）

## 第3章 子どもの人権擁護

（世田谷区子どもの人権擁護委員の設置）

**第15条** 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

**第16条** 擁護委員は、次の仕事を行います。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- （5）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- （6）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- （7）活動の報告をし、その内容を公表すること。
- （8）子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

**第17条** 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。